**おいでや！いなか暮らしフェア　出展規約**

**1.規約の履行**

「おいでや！いなか暮らしフェア」（以下、「本イベント」とする）の出展者は「大阪ふるさと暮らし情報センター」（以下、「主催者」とする）から提示された「マニュアル」及び以下に述べる各規約等を遵守しなければなりません。出展者がこれらを遵守せずに違反した場合、主催者は出展の取消しを命じることができます。

**2.出展資格**

出展者は主催者が定める本イベントの開催趣旨に合致する自治体・団体とします。主催者は出展者に対して、「申込書」記載事項の記入漏れや不備等の有無のほか、出展内容が本イベントの趣旨に沿うものであるか等を確認し、出展の可否を決定します。

**3.出展の団体の決定**

本イベントは「申込書」を主催者が受領し、申し込み完了の旨を通知した時点で出展の決定といたします。

**４．開催の中止**

**4-１．**

主催者は、自然災害や感染症等により政府・地方自治体等からの要請・指示・命令が発出された場合は開催を中止することがあります。

**４－２．**

主催者の判断により開催中止となった場合、出展料は請求しません。

**５.出展料の支払い及び出展キャンセル・取消し**

**５-1.**  
出展者は本イベント開催後に主催者から発送される請求書に従い、指定銀行口座に出展料を振り込んでください。なお、振込手数料は出展者の負担となります。

**５-2.**  
出展申込後、出展者が自己都合により出展を取りやめる場合は、主催者に申し出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

**５-3.**  
キャンセル料  
申し込み完了後　100％とする。

**６.展示スペースの割当**

**６-1.**  
出展者の相談ブース及び資料配架スペースの位置は、主催者にて決定します。出展者は、指定された場所を利用してください。

**６-2.**  
主催者が認めた場合を除き、出展者は展示スペースの全部又は一部を他者に対して譲渡・交換・貸与等することはできません。

**７.ブースに関する規約**

**７-1.**  
掲示物等の搬入・搬出及び掲示方法等は、主催者の事前に提供する「マニュアル」に記載します。出展者はこれを遵守してください。

**７-2.**  
出展者は通路等自者ブース以外の場所で、展示、宣伝行為等を行うことはできません。

**７-3.**  
出展者は強い光、熱、臭気、大音響を放つ実演等、他者の迷惑となる行為、又は近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。又、出展者が来場者に対して強引な勧誘を行うことや、他の出展者を誹謗中傷するなど妨害行為を行うことを禁止します。迷惑行為等があったと主催者が判断した場合は、その中止を指示します。出展者はそれに従ってください。

**７-4.**  
出展者は本イベント会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

**７-5.**

ブース内の運営や対応中の来場者の安全確保、掲示物や資料の管理は出展者が責任をもって行ってください。

**８.事故防止および損害責任**

**８-1.**  
出展者は主催者が提示した「マニュアル」及び本規約等に違反したことが原因で主催者に損害が生じた場合、そのすべてを主催者に対して賠償しなければなりません。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による本イベント会場内及びその周辺の建築物・設備に対する損害はすべて出展者が賠償しなければなりません。

**８-2.**  
主催者は出展者の所持品に関する本イベント開催中の盗難・紛失・損傷等に対し、一切の責任を負いません。

**８-3.**  
主催者は自然災害・交通機関の遅延等によって生じた出展者の損害は補償しません。

**９.個人情報の取り扱いについて**

**９-1.**  
出展者は本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をしなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用し、特に第三者提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意をとらなければなりません。

**９-2.**  
出展者は本イベントを通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をしなければなりません。

**９-3.**  
出展者は本イベントを通じて個人情報を取得した個人から情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をしなければなりません。

**９-4.**  
出展者が本イベントを通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両者で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者はその際、一切の責任を負いません。

**１０.その他**

**１０-1.**  
主催者から提示された「マニュアル」及び本規約等に定めのない事項は主催者の判断によるものとします。

**１０-2.**  
本イベントの運営上の言語は日本語を正式とし、費用の決済等は日本円で行います。

規約制定：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター

大阪ふるさと暮らし情報センター

規約制定日：2022年4月1日

改定日：2024年3月16日